

仕 様 書

1 件名

ポータブルレシーバーPR-200 及びパワーリフレクションメータ（パワーセンサ NAP-Z6 付き）の校正の請負について

2 主管課及び引取り・返却場所

東北総合通信局 電波監理部 監視調査課（以下「主管課」という。）
〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎内 14F

3 校正対象機器

別紙のとおり

4 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日（金）

5 校正の実施

【一般事項】

- (1) 校正は、国立研究開発法人情報通信研究機構、電波法第 102 条の 18 第 1 項の規定に基づく指定校正機関、計量法第 135 条の規定に基づく指定校正機関、同法第 144 条の規定に基づく登録事業者又は「3 校正対象機器」の製造事業者のいずれかにより実施することとし、機器の特性等に応じて、複数の校正実施機関により分割して校正を実施することも可能とする。
- (2) 校正完了機器には、校正を行った年月又は年月日及び校正済みを示す標章をシール、ステッカー等の類で貼付すること（様式適宜）。また、校正証明書及び試験成績表は、内容を改変できない形式の PDF 等の電子データにて提出すること。
- (3) 校正対象機器の搬出入、運搬及び梱包等（以下「搬出入等」という。）は請負人において負担すること。搬出入等の実施にあたっては、以下によること。
 - ア 事前に主管課と日程を調整の上、実施すること。なお、搬出入等が可能な時間帯は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - イ 振動等により校正対象機器に故障、事故等が生じないように、十分な措置を講ずること。
- (4) 搬出入等の過程において、請負人の責に帰すべき事由により校正対象機器に損傷、紛失等が生じた場合は、請負人が全額負担にて原状回復又は同等

品による代替を行うこと。

- (5) 校正実施中に、不具合等が生じた場合は、速やかに主管課に申し出ること。
修復については、別途協議を行うこと。

【校正内容】

- (6) 校正項目及び校正点数

- ア 周波数特性(MHz)

- イ 電力特性(リニアリティ)

- (7) 「3 校正対象機器」の製造事業者の仕様基準に合致するように実施すること。

6 その他

- (1) 仕様に関する疑義については、主管課に申し出てその指示に従うこと。
- (2) 本書に記載されていない事項が発生した場合は主管課に申し出てその指示に従うこと。

以 上

校正リスト

項番	機種名	型式名	メーカー名	製造番号	備考
1	ポータブルレシーバー	ポータブルレシーバー PR200	コーデシュワルツ	100939	
2	ポータブルレシーバー	ポータブルレシーバー PR200	コーデシュワルツ	100949	
3	ポータブルレシーバー	ポータブルレシーバー PR200	コーデシュワルツ	100950	
4	パワーリフレクションメータ	N R T	コーデシュワルツ	102076	
5	パワーセンサ	NAP-Z6	コーデシュワルツ	1080.9506K025Ser.100303	